

1 件名

入間東部広域斎場しののめの里における化製場等に関する法律に抵触する事案の発生について

2 事案の概要

入間東部地区事務組合（以下「組合」という。）が設置し、富士建設工業株式会社・有限会社戸口工業企業グループ（以下「指定管理者」という。）に指定管理業務を委託している入間東部広域斎場しののめの里（以下「本施設」という。）において、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による死亡獣畜取扱場の許可を埼玉県知事から受けていない施設にもかかわらず、令和7年8月10日から12月27日までの間、4回にわたり法第1条第1項に規定する獣畜（以下「獣畜」という。）である豚（4頭）を小動物専用火葬炉において火葬し、法第2条第2項の規定に違反したものです。

3 事案発生日時

	火葬日時	家畜の種類及び重量（飼い主の申告による）
1	令和7年8月10日 午前9時	ミニブタ40kg
2	令和7年10月1日 午後3時	マイクロミニブタ3kg
3	令和7年11月26日 午前9時	ミニブタ15kg
4	令和7年12月27日 午後3時	ブタ5kg

※ 指定管理者の受託期間中において、その他違法な処理（火葬）の有無について確認したところ、上記4件以外はなしとの報告を受けております。

4 組合が認知した状況

令和8年1月14日に当組合が実施した入間東部広域斎場しののめの里モニタリング実施要領（平成25年3月策定）に基づく定期モニタリング時（※今回は3か月に1回の四半期モニタリング）に本事案を確認したものです。

なお、当該モニタリング時点では、指定管理者は家畜の火葬を受け入れられないことは認識していたものの、ペットとして飼育している豚の火葬であったため、違法性の認識はなかったものです。

5 対応状況等

	対応年月日	内容
1	令和8年1月14日	定期モニタリング時に本事案が発覚する。
2	令和8年1月15日	指定管理者により埼玉県保健医療部生活衛生課に問い合わせたところ、ペットとして飼育しているミニブタ及びマイクロブタであっても獣畜に該当し、都道府県知事から許可を受けた死亡獣畜取扱場でないと火葬（焼却）ができないことが判明する。
3	令和8年1月23日	朝霞保健所から指定管理者に対して本事案は法第2条第2項の規定に違反するため、報告書提出の指示を受ける。
4	令和8年1月26日	指定管理者が本事案に係る報告書を朝霞保健所に提出する。
5	令和8年2月12日	朝霞保健所から指定管理者に対して本事案における処分内容についての報告を受ける。

6 処分内容

口頭嚴重注意

7 再発防止策について

- (1) 予約・受付マニュアルを改訂し、本施設で火葬ができない動物の対応について追記しました。また、その内容を事業所内で周知徹底してまいります。
- (2) 連絡及び責任体制の明確化を図り、組合及び最終確認責任者への報告及び連絡を徹底してまいります。
- (3) 職員に対して年間教育訓練に小動物火葬に関する関係諸法令についての教育を行い、コンプライアンスの徹底を図ってまいります。
- (4) 組合と協議の上、本施設のホームページ、利用案内等において「化製場等に関する法律」で火葬できない獣畜について、利用者に周知を図ります。

8 入間東部地区事務組合管理者（富士見市長） 星野光弘コメント

「この度、入間東部広域斎場しののめの里において、指定管理者の法令違反が発生いたしました。住民の皆様の信頼を損なう事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。今後は、指定管理者への指導・監督を強化し、二度とこのような事態を招かぬよう、適正な施設運営の徹底に全力を尽くしてまいります。」